

主催：公益社団法人全国老人保健施設協会
令和5年2月13日（月）

質 疑 応 答

公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会
税制専門分科会委員長（税理士）
青木 恵一

インボイス登録番号 T8810268333356

老健施設で消費税が付けられる項目ってどれ？
介護サービス費以外（課税売上高）ってどの項目？

(入所)

	項目	消費税の有無	備考
①	介護サービス費	×	
②	食費	×	
③	室料差額	○	
④	個室・2人室料	○	注1
⑤	特別な食費	○	注2
⑥	理美容代	×	注3
⑦	日常生活品費	×	注3
⑧	教養娯楽費	×	
⑨	健康管理費（ワクチン接種代）	×	
⑩	私物の洗濯代	×	注3
⑪	実費（行事費等）	○	
⑫	電気代	○	
⑬	診断書料	○	
	医療費控除の対象となる金額	①+②+③+④	



課税売上高の項目？

注1
介護・療養の必要上、あるいは部屋が空いてなくてやむを得ず個室等を使用した場合は、医療費控除の対象となるが、本人の仕事上の便宜や社会的に見舞いに来る者が多いので個室を選ぶ等の個人的な理由による特別な居室料の支払いは医療費控除の対象にはならない。

注2
通常の食事を利用した場合の費用との差額部分のみが課税となる（事務連絡平成12年8月9日「介護保険法の施行に伴う消費税の取扱いについて」）。

注3
介護サービスを外注している場合、収入については消費税は非課税、支払（外注委託費）については課税（事務連絡平成12年8月9日「介護保険法の施行に伴う消費税の取扱いについて」）。なお、理美容を外注委託して外部業者に1人1回消費税込み3,300円支払っていると仮定した場合、消費税300円分も実費の一部を構成しているので理美容代として3,300円請求できる。

※（2000年10月24日発行）
介護保険事業者の「会計の区分」と消費税・医療費控除
厚生科学研究所発行資料を参照一部加筆

(通所リハ)

⑭	おむつ代	×	
⑮	おやつ代（一律算定では場合）	×	

(参考)

Q:施設給付の見直しに伴い、食費・居住費の消費税法上の取扱いはどうなるのか。

A:今回の施設給付の見直しにより、介護保険施設等の食費・居住費が自己負担とされた。これに伴い平成17年9月7日付で告示された『消費税法施行令第14条の2第1項、第2項及び第3項の規定に基づき財務大臣が指定する資産の譲渡等を定める件の一部を改正する件』（平成17年財務省告示第333号）により介護保険施設等の消費税の取扱いを定めた『消費税法施行令第14条の2第1項、第2項及び第3項の規定に基づき財務大臣が指定する資産の譲渡等を定める件』（平成12年大蔵省告示第27号）が改正され、食費・居住費に係る消費税は、従前と同様に特別な食費・居住費を除き非課税として取扱うこととされたところである。なお、この取扱いについては、9月8日付事務連絡にて、すでに各都道府県に通知しているところである。

※ 特別な食費・居住費とは、『居住、滞在及び食事の提供に係る利用料に関する指針』（平成17年厚生労働省告示第419号）に基づき事業者が規定する「利用者等が選定する特別な居室等の提供又は特別な食事の提供に係る利用料」である。

17.10.27 介護制度改革information vol.37 平成17年10月改定Q&A(追補版)等について

Q)消費税 非課税・課税のイメージ

✓ 介護老人保健施設（介護保険法8⑳）

← 施設介護サービス費の支給に係る施設サービス →				
施設介護サービス費	本人負担額 (1割)	日常生活費	自己選定による特別な療養室費 (基準省令 11③三、42③三)	自己選定による特別な食事費 (基準省令 11③四、42③四)
		通常の居室費、食事費、居住費用、理美容代他 (基準省令 11③一、二、五、六、42③一、二、五、六)		
← 非課税 →			← 課税 →	

※基準省令……介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 40 号)。

➤ **消費税が非課税となるもの** (消基通6-7-1 (2) □、6-7-2 (2)、事務連絡3 (2)、(3) イ⑥・ウ)

- 介護保険法の規定により都道府県知事の許可を受けた**介護老人保健施設に入所する要介護者について行われる介護保健施設サービス** (要介護者の選定による特別な療養室の提供及び特別な食事の提供を除く。)
- 介護保険給付の対象から除かれる日常生活に要する費用として、介護保険法施行規則第79条《日常生活に要する費用》に定める費用に係る資産の譲渡等
 - 一 **食事の提供に要する費用**
 - 二 **居住に要する費用**
 - 三 **理美容代**
 - 四 **その他指定施設サービス等** (法第48条第1項に規定する指定施設サービス等をいう。)において提供される便宜のうち、**日常生活においても通常必要となるものに係る費用**であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

(非課税)

● 日常生活においても通常必要となるものに係る費用

・入所者の希望によって、「身の回り品として日常生活に必要なもの」を施設が提供する場合に係る費用

入所者の日常生活に最低限必要と考えられる物品(例えば、歯ブラシや化粧品、シャンプー、タオル等の個人用の日用品等)であって、利用者等の希望を確認した上で提供されるものをいう。したがって、こうした物品を事業者又は施設がすべての利用者に対して一律に提供し、すべての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められないものである。

・入所者等の希望によって、「教養娯楽として日常生活に必要なもの」を施設が提供する場合に係る費用

例えば、事業者又は施設がサービスの提供の一環として実施するクラブ活動や行事における材料費等が想定されるものであり、すべての利用者又は入所者に一律に提供される教養娯楽に係る費用(共用の談話室等にあるテレビやカラオケ設備の使用料等)について、「その他の日常生活費」として徴収することは認められないものである。

(非課税)

・健康管理費（インフルエンザの予防接種等）

・預り金の出納管理に係る費用

（注1）預り金の出納管理に係る費用を入所者等から徴収する場合には、

- イ) 責任者及び補助者が選定され、印鑑と通帳が別々に保管されていること
- ロ) 適切な管理が行われていることの確認が複数の者により常に行える体制で出納事務が行われること
- ハ) 入所者等との保管依頼書(契約書)、個人別出納台帳等、必要な書類を備えていること

・クラブ活動の材料費

（注2）事業者等が、サービスの提供の一環として実施するクラブ活動や行事のうち、一般的に想定されるもの(例えば、作業療法等機能訓練の一環として行われるクラブ活動や入所者等が全員参加する定例行事)における材料費等は保険給付の対象に含まれることから別途徴収することはできないが、サービスの提供の一環として実施するクラブ活動や 行事のために調達し、提供する材料であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの(例えば、習字、お花、絵画、刺繍等のクラブ活動等の材料費)に係る費用は、教養娯楽に要する費用として「その他の日常生活費」に該当する。

➤ 消費税が課税となるもの

- 介護老人保健施設に入所する要介護者について行われる介護保健施設サービスで「**要介護者の選定による特別な療養室の提供及び特別な食事の提供**」
※通常のサービス費用との**差額部分が課税対象**とされる。

(注1) 入所者等が選定する特別な療養室の提供に係る基準

(厚生省告示123号一二)

- (1) 特別な療養室の定員が、1人又は2人であること。
- (2) 特別な療養室の定員の合計数が都道府県知事に提出した運営規程に定められている入所者等の定員で除して得た数が、おおむね100の50を超えないこと。
- (3) 特別な療養室の入所者等1人当たりの床面積が、8㎡以上であること。
- (4) 特別な療養室の施設、設備等が、利用料のほかに特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を入所者等から受けるのにふさわしいものであること。
- (5) 特別な療養室の提供が、入所者等への情報提供を前提として入所者等の選択に基づいて行われるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。
- (6) 特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額が、運営規程に定められていること。

(注2) 利用者等が選定する特別な食事の提供に係る基準 (厚生省告示123号二) ①

イ 特別な食事の内容等について

- (1) 利用者等が選定する特別な食事(以下「特別な食事」という)が、通常の食事の提供に要する費用の額では提供が困難な高価な材料を使用し、特別な調理を行うなど、指針第二号ロに規定する食事の提供に係る利用料の額を超えて必要な費用につき支払を受けるのにふさわしいものであること。
- (2) 「事業所等」において、次に掲げる配慮がなされていること。
 - (i) 医師との連携の下に管理栄養士又は栄養士による利用者等ごとの医学的及び栄養学的な管理が行われていること。
 - (ii) 食堂、食器等の食事の提供を行う環境についての衛生管理がなされていること。
 - (iii) 特別な食事を提供することによって特別な食事以外の食事の質を損なわないこと。

ロ 特別な食事に係る利用料の額について

特別な食事に係る利用料の額については、特別な食事を提供することに要した費用から指針第二号ロに規定する食事の提供に係る利用料の額を控除した額とする。

(注2) **利用者等が選定する特別な食事の提供に係る基準** (厚生省告示123号二) ②

ハ その他

- (1) 特別な食事の提供は、予め利用者等又はその家族に対し十分な情報提供を行い、利用者等の自由な選択と同意に基づき、特定の日に予め特別な食事を選択できるようにすることとし、利用者等の意に反して特別な食事が提供されることのないようにしなければならないこと。
- (2) 利用者等又はその家族への情報提供に資するために、事業所等の見やすい場所に次に掲げる事項について掲示するものとする。
 - (i) 事業所等において毎日、又は予め定められた日に、予め希望した利用者等に対して、利用者等が選定する特別な食事の提供を行えること。
 - (ii) 特別な食事の内容及び料金
- (3) 特別な食事を提供する場合は、当該利用者等の身体状況にかんがみ支障がないことについて、医師の確認を得る必要があること。
- (4) 特別な食事の提供に係る契約に当たっては、指針第二号ロに規定する食事に係る利用料の追加的費用であることを利用者等又はその家族に対し、明確に説明した上で契約を締結すること。

(課税)

● 利用者の選定による実費費用

・嗜好品、贅沢品の購入

入所等入所者の日常生活に必要と考えられる物品であっても、個人の嗜好に基づきいわゆる「嗜好品」「贅沢品」については、日常生活に最低限必要と考えられるものではないため、サービス提供とは関係のない費用として徴収は可能であるが、その費用は「その他の日常生活費」とは区別されるべきものである。

個人用の日用品については、一般的に要介護者等の日常生活に必要と考えられるものであれば、ある利用者の個別の希望に応じて、事業者等が当該利用者の代わりにある日用品を購入し、その購入代金を利用者に請求する場合がある。このように個人のために単に立て替え払いするような場合は、事業者等として提供する便宜とは言えず、その費用は「その他の日常生活費」に該当しないため、サービス提供とは関係のない費用として徴収を行うこととなる。

・新聞、雑誌代金

個人の希望に応じて事業者等が代わって購入する新聞、雑誌等の代金は、全くの個別の希望に答える場合は事業者等として提供する便宜とは言えず、教養娯楽に係る「その他の日常生活費」に該当せず、サービス提供とは関係のない費用として徴収を行うこととなる。

(課税)

● 利用者の選定による実費費用

・行事参加費等の実費徴収額

事業者等が実施するクラブ活動や行事であっても、一般的に想定されるサービスの提供の範囲を超えるもの(例えば、利用者の趣味的活動に関し事業者等が提供する材料等や、希望者を募り実施する旅行等)に係る費用については、サービス提供とは関係のない費用として徴収は可能であるが、その費用は「その他の日常生活費」とは区別されるべきものである。

・個人専用の家電製品の電気代等

個人専用の家電製品の電気代は、サービス提供とは関係のない費用として、徴収は可能であるが、その費用は「その他の日常生活費」とは区別されるべきものである。

・職員や外来者の給食費収入

・施設内売店の販売収入

・自動販売機や公衆電話の手数料収入

・実習生の受入れ収入

・要介護認定申請代行費用、不在者投票に係る経費、入所者に対する医師の診断書料

・施設内にコインランドリーがある場合の利用代金

第4段階以上の方の食費・居住費も非課税でよい？

○介護老人保健施設（日額）

		基準費用額（日額）	負担限度額（日額）				4段階以上 各施設で設定する金額
			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	
食費		1,445円	300円	390円	650円	1,360円	
居住費	ユニット型個室	2,006円	820円	820円	1,310円	1,310円	
	ユニット型個室的多床室	1,668円	490円	490円	1,310円	1,310円	
	従来型個室	1,668円	490円	490円	1,310円	1,310円	
	多床室	377円	0円	370円	370円	370円	



(例)

食費 1日 1,860円 (基準費用額より+415円)

多床室 居住費 1日 500円 (基準費用額より+123円)

※食費については、材料費・人件費等など、委託業者示されている分に加え水光熱費等をプラスして算出
居住費については、水光熱費より算出

Q：第4段階以上の方については、基準費用額以上の値段設定になっているが、非課税でよいのか。それとも、プラス分が税の対象になるのか？

- ✓ 第4段階以上の利用者に対して設定している食費・居住費については、非課税扱いでよいのか。例えば、居住費については、水光熱費が金額の算定根拠になっている。

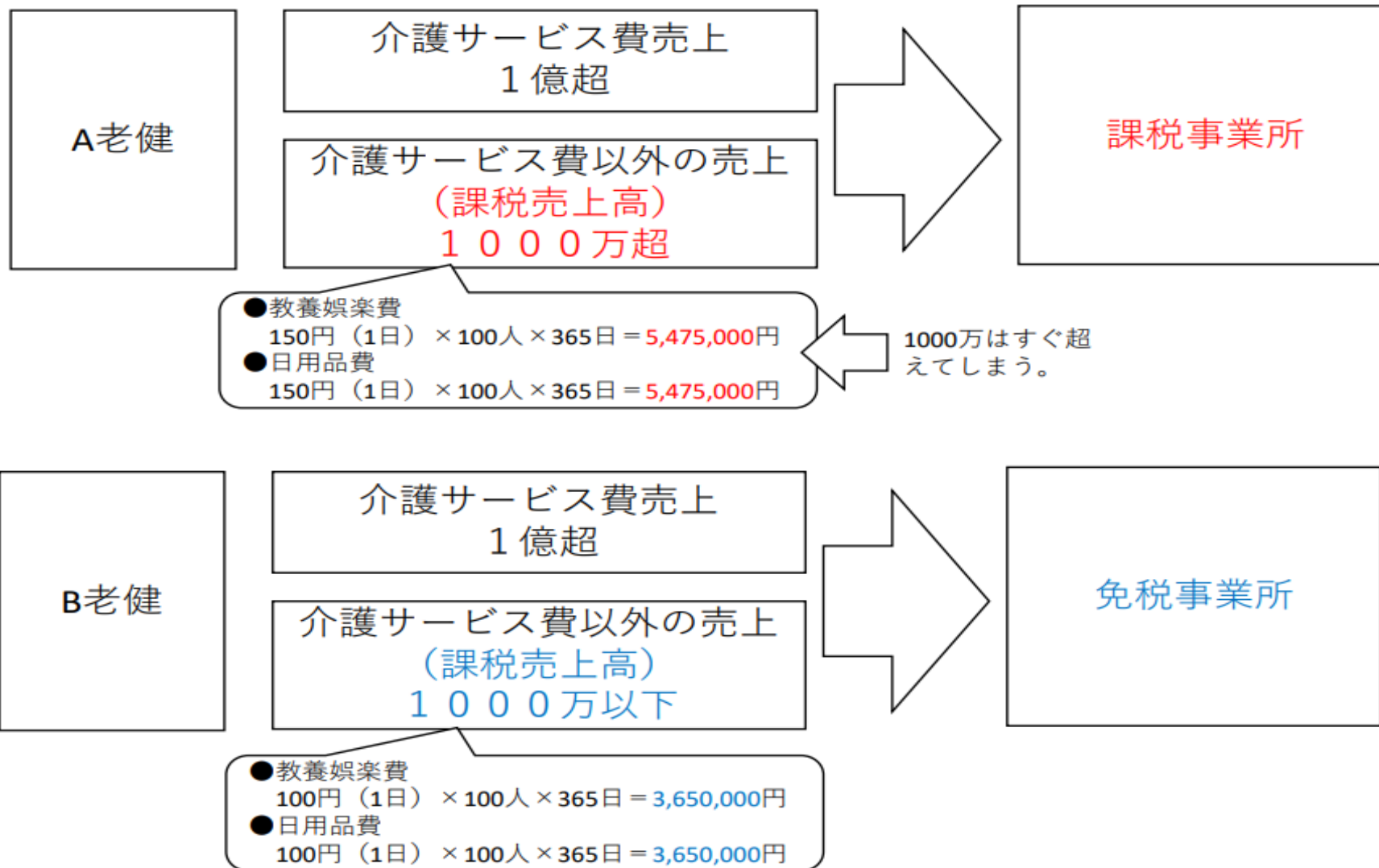
➡ 消費税において課税対象とされるのは

「要介護者の選定による特別な療養室の提供及び特別な食事の提供」

に該当する場合です。

ご質問の内容が上記に該当しないのであれば非課税と考えられます。

老健施設は、課税事業所？ 免税事業所？
(教養娯楽費と日用品費を介護サービス費以外の項目だった場合の例)



✓ 老健施設でも、課税売上高が1000万以上なら課税事業所になるのか。

➡ 法人単位での判定となる。老健単独での判定ではない。

✓ インボイスの登録については、任意と言われてはいますが、免税事業所となった老健施設でも、今後の事を踏まえ登録だけはしておいた方がよいのか？

➡ 判定は法人単位。免税事業者である法人がインボイス登録すると課税事業者となり、消費税の申告納税が必要になる。そのため、慎重に判断する必要がある。

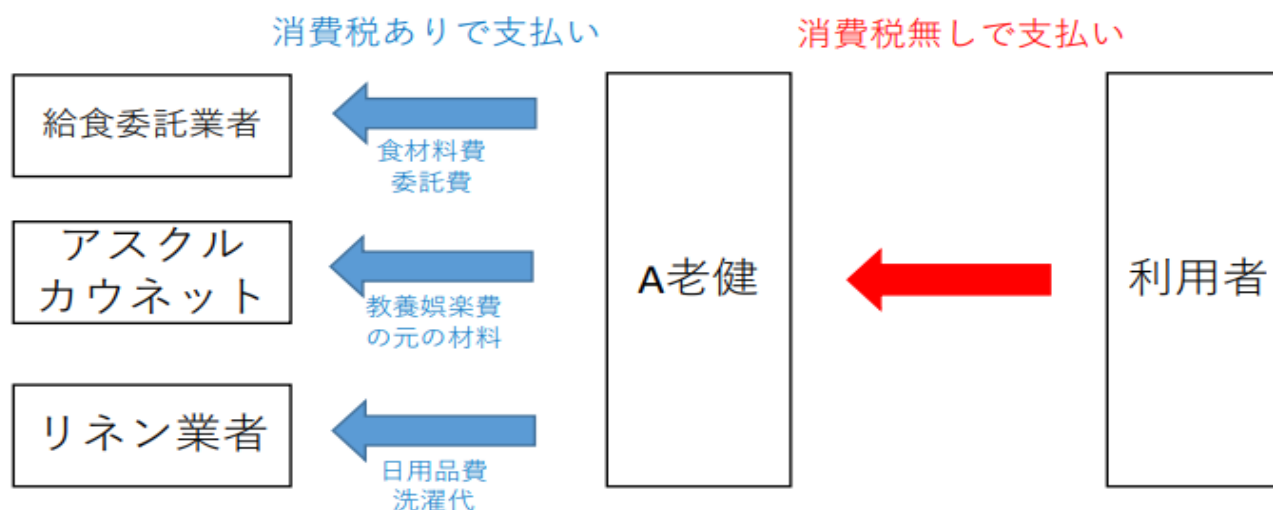
税別税込と明記していないが、内税で料金を設定を考えている項目の表記について

医療費控除対象額	消費税	請求額
101,174	0	121,054

老健 ●月分

利用料内訳	控除	課税	単価	数量	金額
利用者負担額（介護サービス費）	※				30,374
食費負担額	※		1,860	30	55,800
多床室負担額	※		500	30	15,000
日用品費			150	30	4,500
教養娯楽費			150	30	4,500
テレビ代（電気代）			80	30	2,400
洗濯代			1,000	4	4,000
電話代			80	1	80
予防接種代（インフルエンザ）			4,400	1	4,400

左記の明細書はある老健施設の項目を参考したもの。
この場合、インボイス制度後はどう記載するのがよいのか？



- ✓ 登録した場合、利用者へ請求書領収書などの様式は自由とされています。税率ごとに区分した消費税額等の表示が必要とされていますが、施設によっては内税で処理している所もあるかと思う。その場合の記載方法は？

➡入所者（C）に対してはインボイスは不要である。今まで通りで可。

- ✓ 非課税と課税の項目が入り組んでいるため施設側は内税で金額設定を行って、利用者には、実質消費税をとっていないところがある場合、どう請求書には記載するのか。

➡入所者（C）に対してはインボイスは不要である。今まで通りで可。

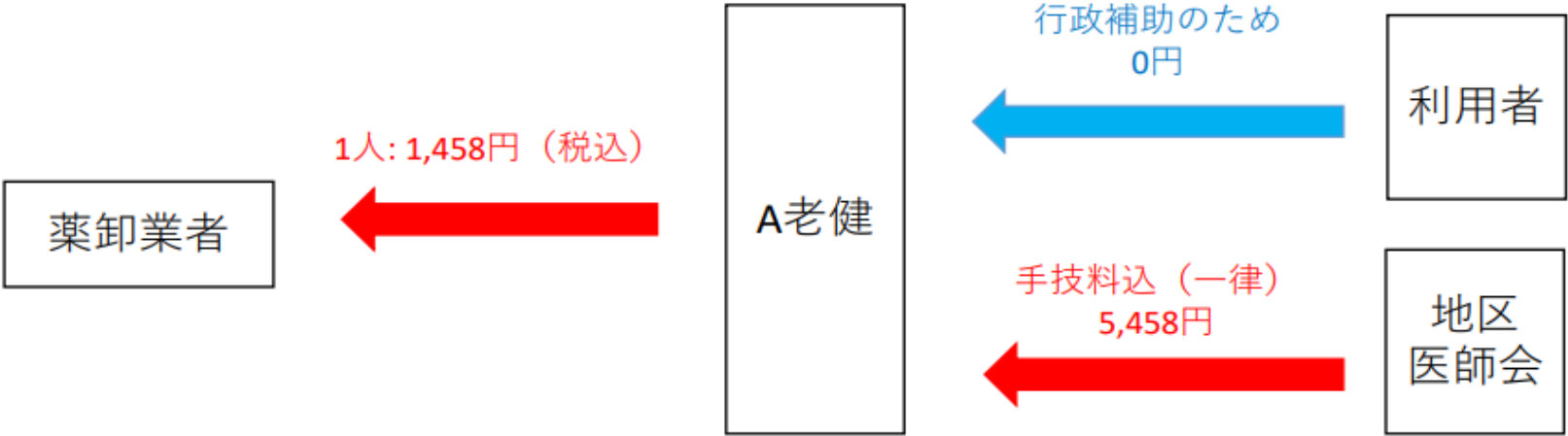
- ✓ 卸業者など存在せず、施設独自で定めている項目（文書料など）については、どう対応するのか。

➡入所者（C）に対してはインボイスは不要である。今まで通りで可。

インフルエンザ等のワクチンについて インボイスの記載について

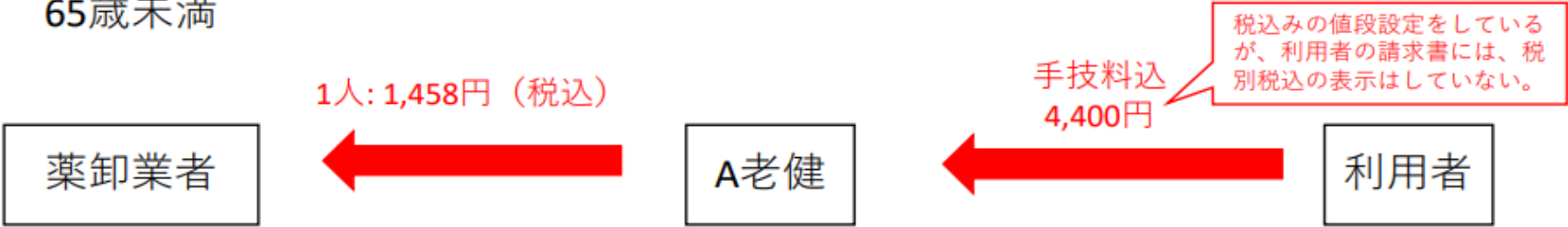
支払いの流れ

65歳以上



※行政から支払いがあると思われる。

65歳未満



- ✓ 予防接種代などはどうするのか。施設によっては、行政から補助金を一部もらって対応している所もある。その辺りの処理については？
インフルエンザワクチンの場合は、卸業者から購入している。年によっては異なるが、一部利用者負担と地区医師会（を通して行政）に請求している所もある。この場合、一部利用者負担は、行政から一律で金額が決められている（65歳以上）。また、補助対象の年齢が対象外の場合は、施設で任意の金額を取っている場合などの請求書等の記載の仕方について。

➡利用者（C）に対してはインボイスは不要。行政はインボイスを求めてくるのか？

もしできたら、2つの視点でご教授頂きたい

- ✓ 請求事務の目線

利用者に請求書を上げるときにどういったことをしないといけないのか、請求書はどうかわるかなど。 ➡利用者（C）に対してはインボイスは不要。今まで通りで可。

- ✓ 経理としての目線

施設運営にかかわる費用について、委託業者から請求書が上がってそれを処理するためにはどういった点に気を付けるかなど。

➡まず、当方が原則課税か否か、簡易・免税なら変わらず。原則の場合は相手が免税か否かを確認して経理処理する。